

平成二十一年七月六日受領
答弁第六一五号

内閣衆質一七一第六一五号

平成二十一年七月六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における各種手当に係る同省による国民への説明等に関する第三回質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における各種手当に係る同省による国民への説明等に関する第三回
質問に対する答弁書

一及び二について

平成二十一年六月十日から同月十二日までの期間に、外務省大臣官房において、同省が保管している文書を確認したところ、御指摘のような事例は確認されなかったものである。

三について

御指摘の作業は、平成二十一年六月二十二日から同月二十四日までの期間に、外務省大臣官房において、同省が保管している文書の確認により行われた。

四について

先の答弁書（平成二十一年六月二十六日内閣衆質一七一第五六二号）三についてでお答えしたとおり、在勤手当の額は、適正に定められており、国民の理解は得られているものと認識している。